

令和元年度より大規模園芸施設農家の方も加入しやすい内容になりました。

ご加入の際にいただく事務費賦課金は、園芸施設の施設区分ごとに「共済金額(補償額)1万円当たり単価」で算定しており大規模園芸施設農家においてはこの共済金額(補償額)が高額であり、その分事務費賦課金も高くなり、加入の障壁となっていました。

そこでこの度事務費賦課金の賦課方法を見直し、適用単価は組合員ごとに共済金額8,000万円までとし、これを超える部分については適用単価の10%とすることで大規模園芸施設農家の園芸施設共済加入の際の経済的負担が軽減されることとなりました。

事務費賦課金は次の一覧表のとおりです。

事務費賦課金賦課方法一覧表

	単 位	単 価
園芸施設共済割	ガラス室Ⅰ・Ⅱ 共済金額1万円当たり	5円
	プラスチックⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅵ・Ⅶ 共済金額1万円当たり	41円
	プラスチックⅣ甲・Ⅳ乙 共済金額1万円当たり	17円
	プラスチックⅤ 共済金額1万円当たり	5円
○園芸施設共済の短期引受は月割で計算する。		
○事業規程第4条第5項の規定により、共済掛金と同時に徴収する。ただし、分割納入の場合は、第1回納入期限とする。		
○未被覆期間及び施設内農作物については徴収しない		
○一斉加入受付割引 園芸施設共済の加入資格者が構成員となっている団体において、当該構成員が特定園芸施設について園芸施設共済又は保険へ加入する旨の取り決めを行うこと並びに園芸施設共済の一斉加入受付(注)の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて、組合と協定を締結している団体の一斉加入受付による園芸施設共済加入者の事務費賦課金を、令和元年6月1日以降、次のとおり割引する。		
(1) 10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合		割引率:20%
(2) 5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合		割引率:10%
(注) 当該団体単位で加入の受付を1日又は数日間で行う場合。		
○賦課金適用単価は、組合員ごとに、共済金額8,000万円までとし、これを超える部分については適用単価の10%とする。		